

大月市農業協力隊推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 大月市農業協力隊推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、大月市農業協力隊推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(支援機関の募集・選定)

第2条 実施要綱第3条第1項に定める支援機関の募集・選定は、次のとおりとする。

(1) 支援機関への応募は、法人格を有する次に掲げる団体（以下「農業関係法人等」という。）とする。

ア 市内に主たる事務所を有し、農業を営んでいる農業関係法人等

イ 市内に主たる事務所を有するNPO法人等

ウ 市内に生産拠点となる圃場等を有する農業関係法人等

エ 市内の遊休農地等を利用し、新たに生産拠点として圃場等を整備し

活動する農業関係法人等

(2) 支援機関に応募しようとする農業関係法人等は、別記様式1号を作成し、市長の規定する期日までに1部提出するものとする。なお、作成等にあたり質問がある場合は、別記様式2号により提出するものとする。

(3) 選定結果の通知は、応募のあった農業関係法人等に別記様式3号で通知するものとしホームページ等で、その結果を公表する。

(4) 農業関係法人等が契約締結までの間に、支援機関となることを辞退する場合は、別記様式4号に定める辞退届を提出するものとする。

(農業協力隊候補者名簿及び決定通知書)

第3条 実施要綱第3条第2項(3)に定める農業協力隊員候補者名簿は、別記様式5号によるものとし、実施要綱第3条第2項(4)に定める決定通知書は別記様式6号によるものとする。

(農業協力隊員の取扱い)

第4条 農業協力隊員の農業活動等に対する留意事項は、次のとおりとする。

(1) 農業協力隊員の福利厚生のため、1日の活動等の時間は8時間、月20日を原則とする。

(2) 支援機関は(1)の規定にかかわらず、繁忙期と閑散期とにおいて調整が必要な場合は、実施計画書により、予め農業協力隊員等に明らかにしている場合に限り、農業協力隊員に行わせる農業協力活動等の時間を調整できるものとする。

- 2 農業協力隊員の義務等については、次のとおりとする。
- (1) 農業協力隊員は、農業協力活動等に支障がない範囲において就業等ができるものとする。
 - (2) 農業協力隊員は、活動している地域で開催される、作業、行事等には特別な事情がある場合を除き参加するものとする。
 - (3) 農業協力隊員は、別記様式7号により1箇月ごとに農業協力活動等の状況等を報告するものとする。
 - (4) 農業協力隊員の休暇は、支援機関と協議し定める。
 - (5) 農業協力隊員は、別表に定める休暇の原因に対し、報償費の支給を受けて農業協力活動等を行わないことができる。

(農業協力隊員の報償費の支払)

- 第5条 市から報償費の支給を受けようとする農業協力隊員は、農業協力活動等を行った日ごとに支援機関の責任者の確認を受け、農業協力隊員業務日誌(別記様式8号)を支援機関を通じて翌月の5日までに市に提出するものとする。ただし、3月においては31日に提出するものとする。なお、支援機関の責任者の確認が受けられない場合について、技術習得のための活動にあつては受入事業者の責任者、地域が主催する行事への協力にあつては実施当該行事の責任者の確認を受けるものとする。
- 2 農業協力隊員への報償費は月225,000円とする。なお、市は、支援機関を通じて農業協力隊員から提出のあった農業協力隊員業務日誌を確認し、毎月20日に農業協力隊員が指定した口座に振り込むものとする。
- 3 農業協力隊員の研修の日数が月20日に満たない時は、1日当たり11,250円の日割り計算により支給するものとする。

(事業実施の手続き)

- 第6条 支援機関は、別記様式9号による事業実施計画書を作成し、市長の指定する日までに提出しなければならない。
- 2 実施要綱第6条第2項に定める業務委託契約書は、別に定めるものとする。

(委託の対象となる経費と会計処理)

- 第7条 委託業務に係る経費は、次の費目の区分によるものとする。
- (1) 農業協力隊員の募集・選考等に要する経費は次のとおりである。
 - ア 農業協力隊員の募集に際して作成するホームページの立ち上げ費用や広告資料の印刷費用など
 - イ 農業協力隊員の活動内容や成果を掲載するホームページの作成費など
 - ウ 本事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費など

- エ 農業協力隊員を選考するための短期で実施する農業体験等の宿泊費用の経費など
 - オ 農業協力隊員の募集・選考に係る通信・事務費など
 - カ 農業協力隊員の指導・支援に要する事務経費
- (2) 農業協力隊員の農業活動等の指導・支援に要する経費は次のとおりである。
- ア 農業協力隊員の農業技術習得のための活動に要する器具や作業着及び研修資料の印刷費など
 - イ 農業協力隊員の農業技術の習得に対する研修先への謝金
 - ウ 地域が主催する行事等に協力するために用意しなければならない道具の購入費用
 - エ 農業協力隊員が住居から、農業技術習得の活動現場への移動や農業活動等に使用する軽自動車等の借上料及び燃料費
 - オ 農業協力隊員の地域活動等で受けた傷害に対応するための保険料
- (3) 農業協力隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費（農業協力隊員の住居の家賃は 55,000 円を限度とし、超える場合は超過分を農業協力隊員が負担するものとする。）

2 委託業務に係る会計処理については、次のとおりとする。

- (1) 独立した口座を開設すること
- (2) 本委託業務専用の帳簿を設け、原則として計画委託費内訳書の費目の区分に従い整理すること
- (3) 支出の根拠となる次の項目が明記してある請求書、領収書、振込依頼を保存すること
 - ア 宛先として支援機関名等が記載されていること
 - イ 発行した日付
 - ウ 金額
 - エ 購入した物品等の内容
 - オ 発行者の氏名、押印
- (4) 支援機関であっても、大月市との委託契約締結以前に実施した業務は、委託対象とならない。

（事業計画の変更）

第 8 条 実施要綱第 8 の 1 に定める事業実施計画の変更を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 受入事業者に変更があった場合

(2) 農業協力隊員の一部が農業活動等を取り止めたため人数に変更が生じた場合

(3) 委託費を減額する場合

(4) 委託費の費目間が30%以上増減する場合

2 事業実施計画を変更しようとする支援機関は、別記様式9号により変更の内容を明らかにし、市長の承認を受けるものとする。

(事業実施状況の確認等)

第9条 市は、契約期間の中途において事業の実施状況について、支援機関及び農業協力隊員への聞き取りや支援機関に対し、関係書類等の提出を求めるとともに、必要があると認めた場合には、改善措置を講ずる等の指導を行う。

(事業の中止又は廃止)

第10条 実施要綱第9に定める本事業の中止又は廃止をする場合は次の事項に該当する場合とし、農業協力隊員が農業活動等を継続するための措置を講じたうえで、別記様式10号により市長に報告し、承認を受けるものとする。

(1) 支援機関の経営状況の変化等により本事業の継続が不可能となった場合

(2) 農業協力隊員の50%以上が農業活動等の取り止めを申し出るなど、本事業の継続が不可能となった場合

(事業実施結果報告)

第11条 支援機関は、別記様式11号により農業協力隊員推進事業実施結果報告書（以下この項において「事業報告」という。）を作成し、これを事業実施年度の3月31日までに市長に提出するものとする。ただし、実施要綱第9により本事業を廃止した支援機関は、市長の承認を受けた日から30日以内に事業報告を市長に提出しなければならない。

附 則 この要領は、平成28年3月1日から施行する。
この要領は、令和3年4月1日から施行する。